

合併協定書修正案

協定項目		記載事項	変更内容 (該当箇所を左欄で下線表示)	変更理由	所管		
番号	名称				小委員会 (4市町協議時)	専門部会	
		4市町協議	釧路市・阿寒町・音別町協議				
10	(仮称)地域協議会の取扱い	<p>新市においては、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、(仮称)地域協議会を設置する。                      なお、(仮称)地域協議会の設置目的及び所掌事務などについては、次のとおりとする。                      (名称等)                      釧路市、阿寒町、白糠町及び音別町にそれぞれ(仮称)地域協議会を置くこととし、名称を(仮称)釧路地域協議会、(仮称)阿寒地域協議会、(仮称)白糠地域協議会及び(仮称)音別地域協議会とする。                      (設置目的)                      新市における一体感の醸成を目的として、次の事項を担う協議会を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併に対する住民の不安の解消</li> <li>・住民意思の反映</li> <li>・市民協働の体制づくり</li> </ul> <p>(設置区域)                      設置区域は旧市町単位とする。                      (所掌事務)                      (1)協議会の設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ審議し、答申する。                      ・新市建設計画に基づく施策の実施に関すること                      ・総合計画に関すること                      ・当該区域固有の事務事業に関すること                      ・市民協働の推進に関すること                      (2)協議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができる。                      (委員定数等)                      各協議会の委員定数は10名とし、市長が選任する。                      委員構成は、各種公共的団体からの推薦者、学識経験者、公募による選出者等とする。                      任期は2年とする。                      (報酬)                      日額報酬とする。                      (組織等)                      それぞれの協議会に会長、副会長を置く。                      会議の議長、議長の職務代理などは通例による。                      委員選任後の第1回の会議は市長が招集し、以降は会長が招集する。                      (設置期間)                      新市の市長就任後速やかに設置する。                      終期は定めないが、組織のあり方について定期的に見直すことを附則に定める。</p>	<p>新市においては、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、(仮称)地域協議会を設置する。                      なお、(仮称)地域協議会の設置目的及び所掌事務などについては、次のとおりとする。                      (名称等)  <u>釧路市、阿寒町及び音別町にそれぞれ(仮称)地域協議会を置くこととし、</u>  <u>名称を(仮称)釧路地域協議会、(仮称)阿寒地域協議会及び(仮称)音別地域協議会とする。</u>                      (設置目的)                      新市における一体感の醸成を目的として、次の事項を担う協議会を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併に対する住民の不安の解消</li> <li>・住民意思の反映</li> <li>・市民協働の体制づくり</li> </ul> <p>(設置区域)                      設置区域は旧市町単位とする。                      (所掌事務)                      (1)協議会の設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ審議し、答申する。                      ・新市建設計画に基づく施策の実施に関すること                      ・総合計画に関すること                      ・当該区域固有の事務事業に関すること                      ・市民協働の推進に関すること                      (2)協議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができる。                      (委員定数等)                      各協議会の委員定数は10名とし、市長が選任する。                      委員構成は、各種公共的団体からの推薦者、学識経験者、公募による選出者等とする。                      任期は2年とする。                      (報酬)                      日額報酬とする。                      (組織等)                      それぞれの協議会に会長、副会長を置く。                      会議の議長、議長の職務代理などは通例による。                      委員選任後の第1回の会議は市長が招集し、以降は会長が招集する。                      (設置期間)                      新市の市長就任後の<u>最初の議会において</u>設置する。                      終期は定めないが、組織のあり方について定期的に見直すことを附則に定める。</p>	<p>「白糠町」及び「(仮称)白糠地域協議会」を削除                      「速やかに」を「の最初の議会において」に修正</p>	<p>については、白糠町離脱による                      については、設置時期を明示する</p>	行財政	議会事務局